

厚生労働省和歌山労働局発表  
令和 4 年 5 月 31 日(火)

担 当	厚生労働省和歌山労働局
	労働基準部健康安全課
	健康安全課長 雑賀 秀元
	健康安全課長補佐 宮脇 秀人
	電話 073 (488) 1151
	F A X 073 (475) 0113

## 令和 4 年度「全国安全週間」を実施します

～ スローガンは「安全は 急がず焦らず怠らず」～

厚生労働省では、毎年、事業者及び労働者の双方が安全に対する意識を高め、労働災害を防止することを目的として「全国安全週間」を展開しています。

和歌山労働局（局長 小島敬二）でも、和歌山県内の労働災害防止団体などに労働災害防止に関する要請を行いましたので、お知らせします。

新型コロナウイルス感染症の流行下にあっても、労働災害防止のための取組は不可欠です。この全国安全週間を契機に、事業者、労働者の皆様の労働災害防止に向けた意識の高揚と安全活動の定着が図られるよう取り組んでまいります。

### 令和 4 年度「全国安全週間」について

#### 目的

労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としており、今年で 95 回目の開催となります。

#### 開催期間

7 月 1 日から 7 日まで（6 月 1 日から 30 日までを準備期間）

#### 取組内容

- ・労働局・監督署における取組  
労働局・監督署による災害防止パトロール、説明会の開催や関係団体等への災害防止に関する要請などの取組を行います。
- ・事業場等における取組  
各職場における巡視やスローガンの掲示、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取組を行っていただくよう呼びかけています。

#### 令和 4 年度のスローガン

「安全は 急がず焦らず怠らず」

#### スローガンの趣旨

近年、就業人口の高齢化による高年齢労働者の労働災害や、転倒や腰痛といった、労働者の作業行動に起因する労働災害が顕著に増加していることから、労働災害全体の件数が再び

増加に転じています。さらに、死亡災害も令和3年は増加に転じるなど予断を許さない状況にあります。

このような状況において労働災害を減少させるためには、事業者・労働者双方が労働災害防止のための基本ルールを徹底し、またそれらを遵守・実行するための時間的・人間的に余裕を持った業務体制を構築することにより、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を呼びかけています。

## 【参考】全国安全週間の実施概要

### 1 期間

- ・ 7月1日から7月7日まで。
- ・ なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間。

### 2 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

### 3 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

### 4 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

### 5 実施者

各事業場

### 6 実施者の実施事項

安全文化の醸成、安全衛生活動の推進（安全管理体制の確立、安全衛生教育の実施、自主的な安全衛生活動の促進等）、業種の特性に応じた労働災害防止対策、業種横断的な労働災害防止対策 等

【別添資料 1-1】第95回全国安全週間 リーフレット

【別添資料 1-2】令和4年度全国安全週間実施要綱

【別添資料 1-3】令和4年死亡災害発生状況（令和4年4月末速報）

【別添資料 1-4】令和4年労働災害発生状況（同）

【別添資料 1-5】令和4年業種別・事故の型別労働災害発生状況（同）

【別添資料 1-6】令和4年死亡災害発生状況のグラフ（同）

# 安全は 急がず焦らず怠らず

職場での安全管理は、  
確認・声かけが大事！



## 第95回 全国安全週間

令和4年 7/1(金) → 7(木)

準備期間: 令和4年 6/1(水) → 30(木)

主唱者: 厚生労働省、中央労働災害防止協会 協賛者: 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



従業員の幸せのための安全アクション「SAFE」のロゴマークで、安全のシンボルマークである緑十字をモチーフとしたものです。

# 全国安全週間について

今年で95回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために、産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

事業場では、労使が協調して労働災害防止対策を展開し、労働災害は長期的に減少してきました。しかし、近年は、就業人口が高齢化し、高年齢労働者の労働災害や、転倒や腰痛などの労働者の作業行動に起因する労働災害が顕著に増加しています。これらの災害は、事業者が行う対策だけで防ぐことが困難な場合もあるため、災害防止に向け労使一丸となった取組が求められています。

このような状況下で労働災害を減少させるには、事業者・労働者双方が労働災害防止のための基本ルールを徹底し、それらを遵守・実行するための時間的・人力的余裕のある業務体制を構築することが重要です。そのため、今年度は、「安全は急がず焦らず怠らず」のスローガンの下、全国安全週間を実施します。

厚生労働省では、全国安全週間と合わせて、6月1日(水)から30日(木)までを準備期間として、安全広報資料等の作成・配布、安全パトロールの実施、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取組を実施します。

主唱者：厚生労働省、中央労働災害防止協会 協賛者：建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 労働災害例

腰痛  
注意



転倒  
注意



## 職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらでも発信しています!

厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/>



中央労働災害防止協会 <https://www.jisha.or.jp/>



職場のあんぜんサイト <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>



あんぜんプロジェクト <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>



職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらで検索!

厚生労働省 安全衛生

検索

中央労働災害防止協会 全国安全週間

検索

職場のあんぜんサイト

検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## 令和4年度全国安全週間実施要綱

### 1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で95回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少してきたが、近年、就業人口の高齢化による高年齢労働者の労働災害や、転倒や腰痛といった、労働者の作業行動に起因する労働災害が顕著に増加していることから、労働災害全体の件数が再び増加に転じている状況である。さらに、死亡災害も令和3年は増加に転じるなど予断を許さない状況にある。

このような状況において労働災害を減少させるためには、事業者・労働者双方が労働災害防止のための基本ルールを徹底し、またそれらを遵守・実行するための時間的・人間的に余裕を持った業務体制を構築することが重要である。そのため、令和4年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

**安全は 急がず焦らず怠らず**

### 2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

### 3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

### 4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

### 5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

### 6 実施者

各事業場

### 7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にも留意する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等

を開催する。

- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

## 8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

## 9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にも留意する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

## 10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

- (1) 安全衛生活動の推進
  - ① 安全衛生管理体制の確立
    - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
    - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
    - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
    - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
  - ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
    - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
    - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
    - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
    - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
  - ③ 自主的な安全衛生活動の促進
    - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
    - イ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
  - ④ リスクアセスメントの実施

- ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤ その他の取組

- ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
- ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- イ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- ウ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- エ トラックの逸走防止措置の実施
- オ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

③ 建設業における労働災害防止対策

ア 一般的事項

- (ア) 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
- (イ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- (ウ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- (エ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- (オ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- (カ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策

④ 製造業における労働災害防止対策

- ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

⑤ 林業の労働災害防止対策

- ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並

びに適切な作業方法の実施

イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

① 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施

イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

エ 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

② 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）

ア 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消

イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

ウ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進

エ 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

オ 耐滑性や重量バランスに優れた、転倒防止に有効な靴の着用

③ 交通労働災害防止対策

ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

④ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

ア 熱中症初期症状の把握から緊急時対応までの体制整備

イ 計画的な暑熱順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定

ウ 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取の徹底

エ 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理、当日の作業開始前の健康状態の確認、暑熱順化が不足していると考えられる者の把握

オ 熱中症予防に関する教育の実施

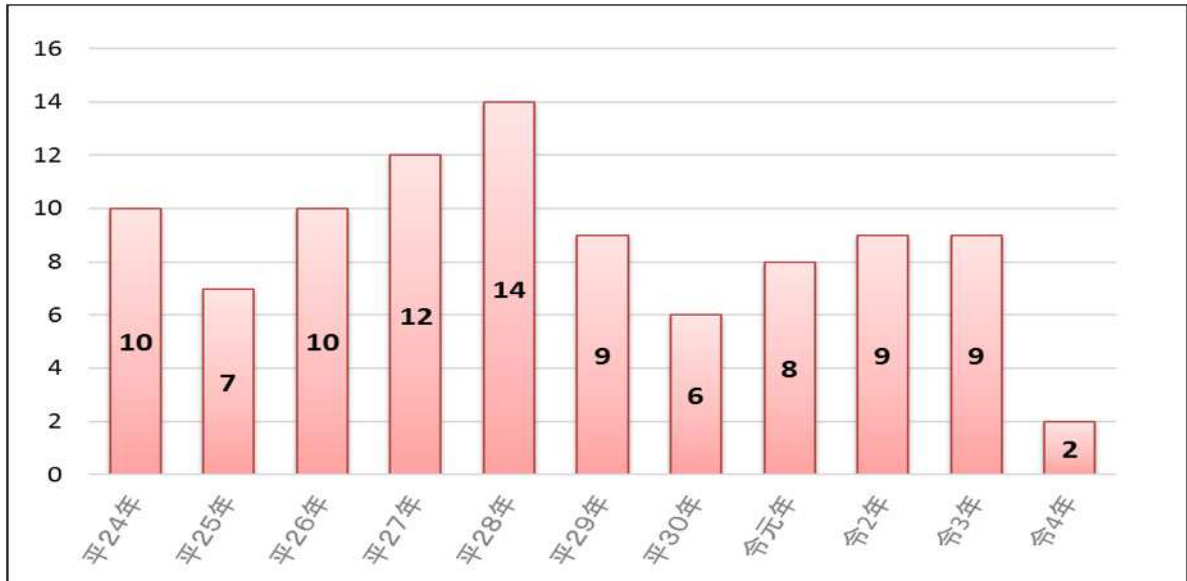
カ 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊への要請

キ 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

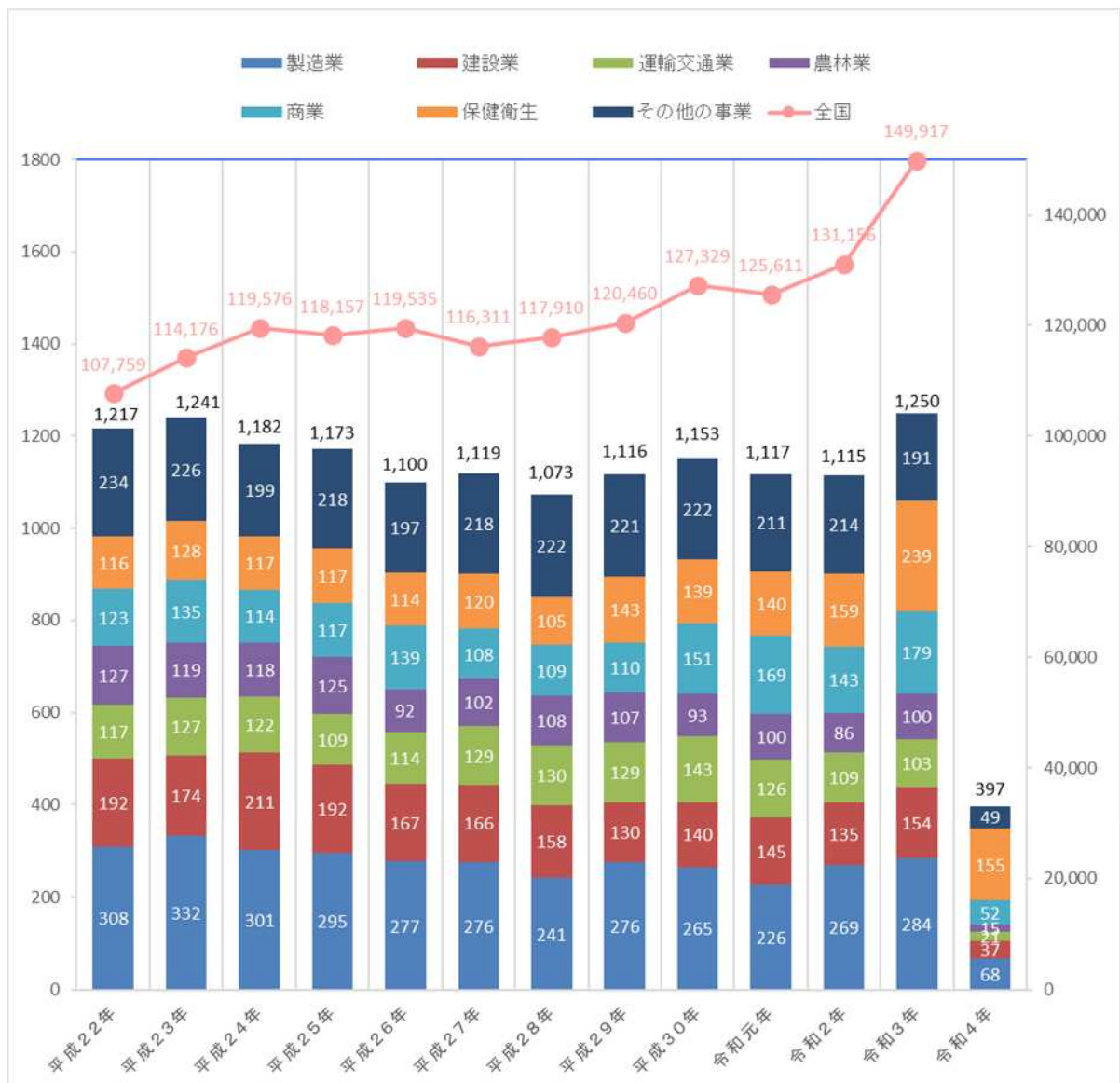


# 和歌山県内における令和4年労働災害発生状況 (令和4年4月末速報)

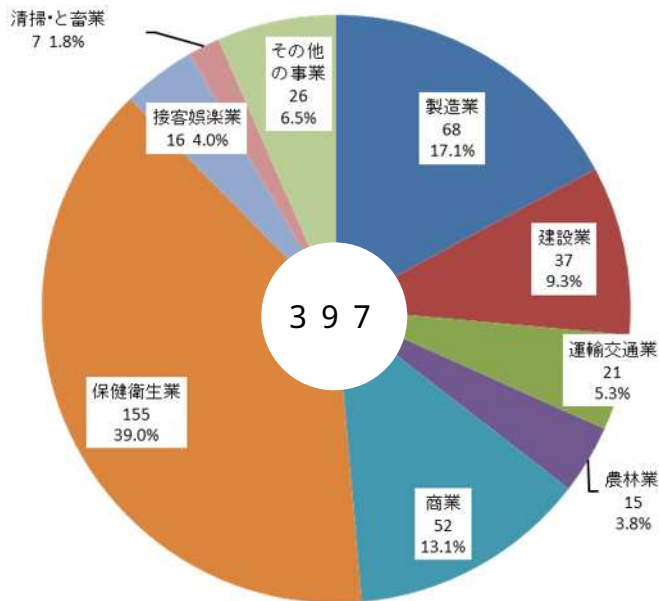
## 1 死亡災害発生状況



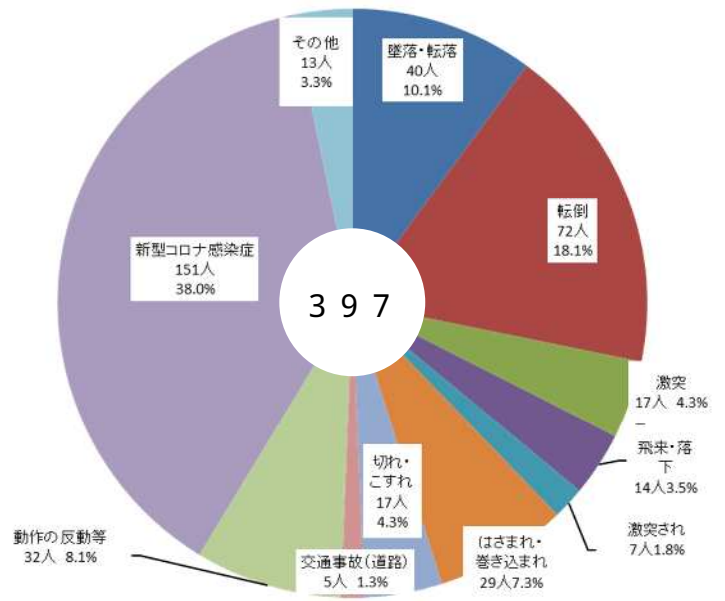
## 2 死傷災害発生状況 (休業4日以上)



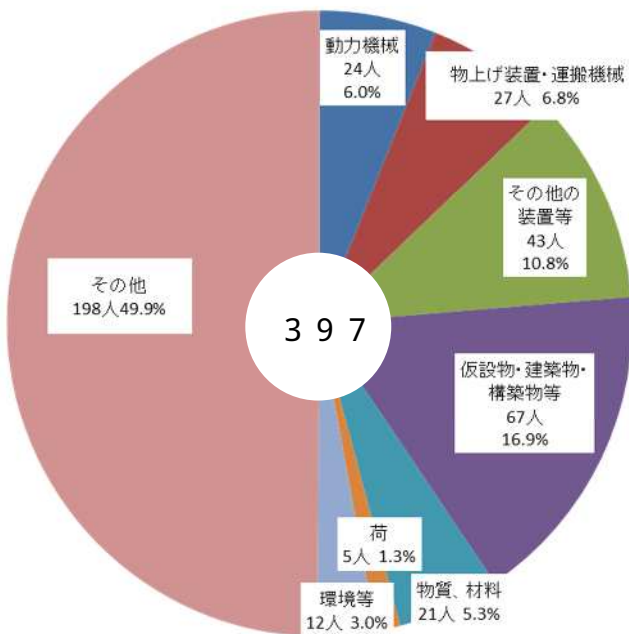
### 3 業種別休業4日以上死傷災害



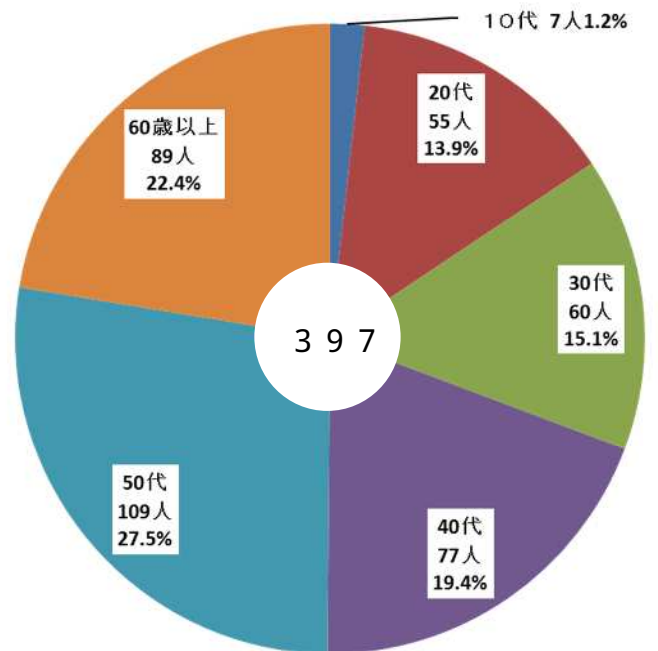
### 4 事故の型別休業4日以上死傷災害



### 5 起因物別4日以上死傷災害



### 6 年齢別休業4日以上死傷災害



## 令和4年死亡災害発生状況 (令和4年4月末日現在)

和歌山労働局

死亡累計	署	発生日	事業の種類	事故の型	起因物	年齢層	職種	経験区分	災害発生状況
1	橋本	2月	土木工事業	転倒	不整地運搬車	60歳台	運転者	30年以上 35年未満	道路工事現場において、最大積載量1トン以上の不整地運搬車に土砂を載せ、斜度25度から30度の仮設道を下っていたところ同車が横転し、そのまま運転者が同車とともに仮設道端から転落したものの。
2	和歌山	4月	その他の建設業	はさまれ・巻き込まれ	エレベーター	40歳台	電工	20年以上 25年未満	配膳用エレベーターの1階ピット内で調整作業中、被災者の指示により、4階にいた同僚作業者が4階への昇降ボタンを押したが、搬器が4階に上がってこないため、おかしいと思い1階の扉を開けピット内を確認したところ、カウンターウエイトと昇降路壁の間で挟まれている被災者を発見したものの。

令和4年 労働災害発生状況(新型コロナ感染症対応版)

(令和4年4月末速報)

		和歌山労働局									和歌山労働基準監督署			御坊労働基準監督署			橋本労働基準監督署			田辺労働基準監督署			新宮労働基準監督署																	
		令和4年			令和3年			増減数	増減率	増減数(コロナ減)	増減率(コロナ減)	令和4年		令和3年		増減数	令和4年		令和3年		増減数	令和4年		令和3年		増減数	令和4年		令和3年		増減数									
		死	休	コロナ	死	休	コロナ					死	休	死	休		死	休	死	休		死	休	死	休		死	休	死	休		死	休	死	休	死	休			
製造業	食料品製造		14			14					6		3	3			1		3	-2			3		4	-1														
	繊維工業		3			2		1	50.0%	1	50.0%	1		1			1		2	-1			1		4		4						1			1				
	衣服その他の繊維		2			2					2		1	1			2																							
	木材・木製品		3			3					2		2				1		1																					
	家具・装備品		4			3		1	33.3%	1	33.3%	2		3	-1		1		1																					
	パルプ等																																							
	印刷・製本					3		-3	-100.0%	-3	-100.0%			1	-1								1	-1			1	-1												
	化学工業		10			6		4	66.7%	4	66.7%	5		5			3		1		3		1		1		1		1		1		1		1					
	窯業・土石		3			4		-1	-25.0%	-1	-25.0%	1		2	-1			1		1				1		1		1		1		1		1						
	鉄鋼業					4		-4	-100.0%	-4	-100.0%			2	-2			2		2																				
	非鉄金属																																							
	金属製品		8			11		-3	-27.3%	-3	-27.3%	6		6			2		4	-2			1	-1																
	一般機械器具		7	6		1		6	600.0%			7		1	6																									
	電気機械器具																																							
	輸送機械製造		4					4			4															2				2				2						
電気・ガス																																								
その他の製造		10	4		2		8	400.0%	4	200.0%	1		2	-1		1			1			5		5									3							
製造業小計		68	10		55		13	23.6%	3	5.5%	33		28	5		8		11	-3			13		8	5		8		8		6		6							
鉱業																																								
建設業	土木工事	1	11		1	12		-1	-8.3%	-1	-8.3%	1		2	-1		4		5	-1	1	2		2		3		2	1		1	1	3		-2					
	建築工事		19		1	20		-1	-5.0%	-1	-5.0%	7	1	11	-4		3		3			1		2	-1	6		3	3		2		2		1	1				
	その他の建設	1	7	2	2	3		4	133.3%	2	66.7%	1	5		5				2	-2			1	-1		2		2		2										
	建設業小計	2	37	2	2	35		2	5.7%	2	5.7%	1	13	1	13		7		10	-3	1	3		3		11		5	6		3	1	4		-1					
運輸交通業	鉄道等		2	2		1		1	100.0%	-1	-100.0%		2		2																				1	-1				
	道路旅客					1		-1	-100.0%	-1	-100.0%			1	-1																									
	道路貨物運送		19			26		-7	-26.9%	-7	-26.9%		17		13	4			5	-5			2		7	-5								1	-1					
	その他の運輸交通																																							
運輸交通業小計	21	2		2	28		-7	-25.0%	-9	-32.1%		19		14	5			5	-5		2		7	-5									2	-2						
貨物取扱業	陸上貨物					1		-1	-100.0%	-1	-100.0%			1	-1																									
	港湾運送業																																							
	貨物取扱小計					1		-1	-100.0%	-1	-100.0%		1	-1																										
農林業	農業	4			11		-7	-63.6%	-7	-63.6%			2	-2				4	-4			2	-2		4		3	1												
	林業	11			16		-5	-31.3%	-5	-31.3%			1		5	-4			5	-5			5	-5		4		5	-1			6		1	5					
	農林業小計	15			27		-12	-44.4%	-12	-44.4%			2	-2			1		9	-8			7	-7		8		8				6		1	5					
	畜産・水産業	4					4		4								1		1				1									2				2				
商業	卸売業	22	17		14	10	8	57.1%	1	7.1%	3		12	-9		2		1	1			17		17		1	-1													
	小売業	29			31		-2	-6.5%	-2	-6.5%	14		23	-9		6		2	4			2		3	-1		5		1	4		2		2						
	理美容業	1					1		1														1		1															
	その他の商業				3		-3	-100.0%	-3	-100.0%			2	-2																						1	-1			
	商業小計	52	17		48	10	4	8.3%	-3	-6.3%	17		37	-20		8		3	5			20		3	17		5		2	3		2		3		-1				
金融・保険業	金融業	1			1														1	-1													1			1				
	広告・あっせん				2		-2	-100.0%	-2	-100.0%			2	-2																										
金融・広告業小計	1			3		-2	-66.7%	-2	-66.7%			2	-2						1	-1														1			1			
業	映画・演劇業																																							
	通信業	3			6		-3	-50.0%	-3	-50.0%		2		2																										
	教育・研究業	7	3				7		4		4		4			1		1				1		2		2														
保健衛生	医療保健業	25	19		9	5	16	177.8%	2	22.2%	17		2	15		3		1	2			5		1	4			5	-5											
	社会福祉施設	130	95		38	6	92	242.1%	3	7.9%	77		23	54		5		1	4			41		4	37		2		6	-4		5		4		1				
	その他の保健衛生																																							
	保健衛生業小計	155	114		47	11	108	229.8%	5	10.6%	94		25	69		8		2	6			46		5	41		2		11	-9		5		4		1				
接客娯楽	旅館業	1			4		-3	-75.0%	-3	-75.0%			1	-1																										

令和4年 業種別・事故の型別 労働災害発生状況 (令和4年4月末速報)

別添資料 1-6

和歌山労働局

業種	事故の型	事故の型別											合計	前年同期	対前年増減数 (死傷者数)	構成比 (本年の死傷者数)		
		墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動 無理な動作	その他計						
製造業	食料品製造業		6					3	2			2	1	14	14		3.5%	
	繊維工業		1					1				1		3	2	1	0.8%	
	衣服その他の繊維製品製造業		1						1					2	2		0.5%	
	木材・木製品製造業		1			1		1						3	3		0.8%	
	家具・装備品製造業		1			1		1	1					4	3	1	1.0%	
	パルプ・紙・紙加工品製造業																	
	印刷製本業														3	-3		
	化学工業		5	2			1					1	1	10	6	4	2.5%	
	窯業土石製品製造業					1			1			1		3	4	-1	0.8%	
	鉄鋼業														4	-4		
	非鉄金属製品製造業	1				3			4					8	11	-3	2.0%	
	一般機械器具製造業			1									6	7	1	6	1.8%	
	電気機械器具製造業				1													
	輸送機械等製造業	2							1					4		4	1.0%	
電気・ガス・水道業																		
その他の製造業	1	1				1	3					4	10	2	8	2.5%		
小計	4	16	4	6	1	1	15	4			5	12	68	55	13	17.1%		
建設業																		
土木工事業	(1)	3	4			1	2	1					(1)	11	(1)	12	-1	2.8%
建築工事業		6	3	1	4	1	1	2	1				19	(1)	20	-1	4.8%	
うち木造家屋建築工事業		1			2								3		4	-1	0.8%	
その他の建設業		1	2				(1)	1	1			2	(1)	7	3	4	1.8%	
小計	(1)	10	9	1	4	2	1	(1)	5	3		2	(2)	37	(2)	35	2	9.3%
運輸交通業													2	2	1	1	0.5%	
鉄道・水運・航空業															1	-1		
道路旅客運送業														1				
道路貨物運送業	5	3	4	1		1	2				3		19	26	-7	4.8%		
その他の運輸交通業																		
小計	5	3	4	1		1	2				3	2	21	28	-7	5.3%		
陸上貨物取扱・港湾運送業														1	-1			
農業	1	1						1	1					4	11	-7	1.0%	
農林業	1	1	1	1	1	2			2	2			11	16	-5	2.8%		
小計	2	2	1	1	1	2	1	3		2			15	27	-12	3.8%		
畜産・水産業	1	2							1				4		4		1.0%	
卸売業	4	15	2	1	1		2	3	2	3	18		51	45	6	12.8%		
小売業								1					1		1		0.3%	
その他の商業													3		-3			
小計	4	15	2	1	1		3	3	2	3	18		52	48	4	13.1%		
金融・広告業											1		1	3	-2	0.3%		
映画・演劇業																		
通信業			2	1									3	6	-3	0.8%		
教育・研究業	1	1								1		3	7	7		1.8%		
医療保健業	1	3									1	20	25	9	16	6.3%		
社会福祉施設	5	8	2			1	1				14	99	130	38	92	32.7%		
その他の保健衛生業																		
保健衛生業小計	6	11	2			1	1				15	119	155	47	108	39.0%		
接客業		1											1	4	-3	0.3%		
飲食店	1	2	1					1	2		2		9	3	6	2.3%		
その他の接客娯楽業	2	2										2	6	1	5	1.5%		
接客娯楽業小計	3	5	1				1	2			2		16	8	8	4.0%		
清掃・と畜業		3	1					1		1			7	6	1	1.8%		
その他の事業	4	3		1			1			1			11	7	4	2.8%		
合計	(1)	40	72	17	14	5	7	(1)	29	17	5	32	159	(2)	397	(2)	271	100.0%
前年同期	(1)	49	76	17	10	2	13		27	15	15	21	(1)	26	(2)	271		
対前年増減数(死傷者数)		-9	-4		4	3	-6		2	2	-10	11		133		126		
構成比(本年の死傷者数)		10.1%	18.1%	4.3%	3.5%	1.3%	1.8%	7.3%	4.3%	1.3%	8.1%	40.1%		100.0%				

注: 1 ( )内は死亡者数で、死傷者数の内数  
 2 単位は人  
 3 統計は労働者死傷病報告の集計による